

金沢都市計画区域の変更について (石川県決定)

金沢都市計画区域を次のように変更する。

1. 都市計画区域の名称

金沢都市計画区域

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

(新たに都市計画区域に含まれる土地の区域)

石川県金沢市大野町4丁目の一部

(都市計画区域から除外される土地の区域)

なし

3. 変更の理由

金沢港では、コンテナ船の大型化やクルーズ船の寄港数の増加など、金沢港を取り巻く環境が変化していることから、港湾利用者や県民のニーズ、能登半島地震で直面した課題などを踏まえ、長期的視点に立った港の目指すべき姿を描く「金沢港将来ビジョン」が令和6年3月に策定され、現在、そのビジョンの実現に向け港湾計画の改訂作業が進められている。

都市計画区域マスタープランとの整合を図りながら、既成市街地周辺部において計画的な市街地を形成することとしており、今回の港湾計画改訂にあわせて、水域となっていた箇所を埠頭用地及び緑地にし、既存文化施設や緑地と一体となって金沢港の賑わい創出を図る土地利用に見直すこととする。それにあわせて、当該区域の計画的な整備、開発及び保全を図るため、都市計画区域を 0.2ha 拡大するものである。